

医療法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省医政局医療経営支援課

1. 改正の趣旨

- 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）において、社会医療法人及び厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）については、その認定要件として、公的な運営等を確保するため、全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が 100 分の 80 を超えること等の要件が課されている。
- 社会医療法人及び認定医療法人の認定要件について、これらの法人が行う医療保健業務の非営利性を確保すること及び補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにすること等の観点から、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務に係る収入金額とすること、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えること等、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第 42 条各号に掲げる業務（医業及びこれに類する業務、介護サービスに係る業務並びに障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。
- (2) 社会医療法人の本来業務に係る費用の額が経常費用の額の 100 分の 60 を超えることとの認定要件（※1）について、分子の本来業務に係る費用の額を経常的なものに限ることを明示し、分母を「当該医療法人の全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とした上で、当該要件の下限となる割合を 100 分の 63 とする。
- (3) 社会医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えることとの要件（※2）について、分子に「補助金等に係る収入金額（※3）のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- (4) 社会医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であることとの要件（※4）について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。
- (5) 認定医療法人の収入要件についても、(3) 及び (4) と同様の改正を行う。
- (6) その他所要の改正を行う。

(※1) 現行の社会医療法人の本来業務に係る費用要件

$$\frac{\text{病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の業務に係る費用の額}}{\text{経常費用の額}} > \frac{60}{100}$$

(※2) 現行の社会医療法人の社会保険診療等に係る収入要件

$$\frac{\text{社会保険診療、健康診査、予防接種、助産、介護サービス、障害福祉サービス等に係る収入金額}}{\text{全収入金額}} > \frac{80}{100}$$

(※3) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額とする。

(※4) 現行の医療診療に係る収入要件

$$\frac{\text{医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療、自費患者に係る診療)により収入する金額}}{\text{医師・看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む)等患者のために直接必要な経費の額}} \leq \frac{150}{100}$$

3. 根拠条項

- 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項第6号
- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）附則第10条の3第4項第4号

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和7年4月1日